

平成30年度公有財産売却（建築施設課）の
一般競争入札案内書

平成30年6月

千葉県館山市建設環境部建築施設課

目 次

(説明本文)

一般競争入札案内書	
表紙 -----	1
目次 -----	2
入札の流れ -----	3
入札物件 -----	5
現地見学会案内書 -----	6
入札申込み、入札に必要なもの -----	7
樹木売却仕様書 -----	8
市有財産（樹木）売買契約書（案） -----	10
契約時に必要となる収入印紙 -----	12

(記載例)

「納入通知書兼領収書」記載例 -----	13
----------------------	----

※ 本案内書は、本入札案件の参考にして下さい。

問い合わせ先

館山市役所建設環境部建築施設課

〒294-8601 館山市北条1145-1（館山市役所3号館2階）

電話 0470-22-3752（直通）

FAX 0470-23-3116

入札の流れ

入札の申込準備

- ・Yahoo! JAPAN ID の取得が必要です。(お持ちでない方)
- ・ヤフー株式会社の提供しているインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」)の画面上で参加申込を行って下さい。
(※画面登録期間は参加申込期間内となります。)

購入希望者は、申込前に「館山市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「ガイドライン」)及び「誓約書」をよくお読みください。また、「仕様書」、「売買契約書(案)」等もご確認ください。

入札の参加申込

館山市のホームページに掲載しています、「申込書」及び「暴力団非関与誓約書」等に必要事項を記入・押印の上、住民票、印鑑登録証明書を添え提出してください。(郵送の場合は申込締切日消印有効)

上記の書類が館山市にて確認できた段階で、入札保証金の入金用紙、「納入通知書兼領収書」を送付いたします。

⇒今回は、クレジットカードでの納付はできません。

[入札参加申込期間]

平成30年7月17日(火) 13:00から
平成30年8月2日(木) 14:00まで

[館山市問合せ]

午前9時00分から午後4時30分まで
(土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。)

入札保証金

入札保証金は館山市の発行する「納入通知書兼領収書」により指定の金融機関(ガイドライン参照)で納入してください。

[入札保証金納入期限]

平成30年8月13日(月)になります。

※入金後、領収書をファクシミリなどで館山市建築施設課宛てに送信してください。

納入期限までに入札保証金納付確認が出来ない場合は、入札に参加できません。

入札の実施

入札期間に「売却システム」に一度だけ金額を入力してください。
入力する金額は、入札保証金、消費税及び地方消費税を含んだ金額で
入力してください。

[入札期間]

平成30年8月16日(木) 13:00から
平成30年8月23日(木) 13:00まで

[入札確定日]

平成30年8月27日(月) 17:00

(お振込み頂いた落札者以外の方の入札保証金は、後日速やかに、申込時に指定
した口座にお返しします。)

※落札者は、直ちに契約手続きに必要な書類等をご用意ください。

(身分証明書・収入印紙 詳しくは「ガイドライン」をご確認ください。)

落札決定後、入札保証金は契約保証金に充当されます。

契約の締結

館山市が契約書など送付の翌日から起算して7日以内(土・日・祝日は、除く)に、
契約書など必要書類を返送していただきます。(返送期限: 9月5日 16:30 予定)

※落札者が期限内に契約を締結しなかった場合、入札保証金は返還しません。

売買代金の支払い

館山市が発行する「納入通知書兼領収書」により納付してください。
売買代金のうち契約保証金を除いた金額を支払っていただきます。(残金入金)
⇒今回は、クレジットカードでの納付はできません。

[残金納付期限]

平成30年9月6日(木) 14:30まで

※入金後、領収書をファクシミリなどで館山市建築施設課宛てに送信してください。
期限内に残金入金の確認が必要になります。

所有権の移転及び引渡し

- ・ 売買代金の残金完納した時点で、所有権は落札者に移転します。
- ・ 引取り期限は、平成31年2月28日となります。

入札物件

- 入札参加申込期間** 平成30年7月17日（火）13:00から
8月2日（木）14:00まで
- 申込受付** ヤフー株式会社の提供しているインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」）の画面上入力
- 書類提出場所** 館山市役所建設環境部建築施設課
館山市北条1145番地の1 市役所3号館2階
- 現地見学会日時** 平成30年7月25日（水） 13時30分から16時00分
- 現地見学会場所** 入札物件所在地
- 入札保証金** 108,000円
- 入札期間** 平成30年8月16日（木） 13時00分から
8月23日（木） 13時00分まで
- 入札** 売却システム（一度のみ入力可能）
- 開札** 入札期間終了後

入札物件（樹木）

- ①所在地 館山市見物485番2
- ②区分 樹木（立木）
- ③数量 5本（※5本全てを一括売払い）

最低売却価格 1,080,000円

- ※ 入札は入札期間中に「売却システム」に一度だけ入札金額を入力してください。
- ※ 最低売却価格以上でかつ最高金額の入札をした方が落札者となります。
- ※ 入札（契約）にかかる費用、引き渡しにあたり現地作業等に係る費用は入札参加者（落札者）負担となります。入札価格には含まれません。

※購入希望者は、申込前に「館山市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」）及び「誓約書」をよくお読みください。また、本案内より「仕様書」、「売買契約書（案）」等もご確認ください。

現地見学会案内書

(入札物件)

- 1 入札物件は、「入札物件」のとおりです。

(現地見学会及び資料の閲覧)

- 2 現地見学会及び資料の閲覧は次のとおりです。

(1) 現地見学会

下記により現地見学会を実施します。

物件 (館山市見物485番2 樹木「イヌマキ (槇の木) 5本」)

ア 日 時 平成30年7月25日 (水) 13時30分から16時00分

イ 場 所 入札物件所在地

(注) 受付は、現地見学会開始時刻の10分前から行います。

会場の駐車場につきましては、現地見学会会場を予定しておりますが、参加者多数の場合は駐車スペースに限りがございます。満車の場合は別途駐車場を指示いたします。雨天でも決行いたします。

なお、現地見学会に参加されなくても入札には参加できますが、現状の確認、ガイドライン、誓約書、仕様書、売買契約書(案)等の各事項はすべて了知されているものとみなします。

(2) 資料の閲覧

ヤフー株式会社の提供する売却システム (Yahoo!オークション) 及び館山市建築施設課ホームページに本案内書の他に現況図その他の資料がございます。

注) 閲覧資料は、物件購入を検討されるための参考資料です。現況と参考資料が相違している場合は現況が優先します。物件は現況引き渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の確認を行ってください。

入札参加申込み、入札に必要なもの

参加形態 入札参加者 書類等		個人			法人
		単独の場合		共有の場合	
		本人	代理人 本人が 20歳未満か 外国在住者 の場合	代表者 (代理人)	代理人 (法人代表等)
入札参加申込みの時に提出する書類	市有財産一般競争入札参加申込書 (本人の実印を押印したもの)	○	○	○ 共有者全員分 連署	○
	委任状		○	○ 全員	○ (法人代表等)
	印鑑登録証明書	○	○	○ 全員	○ 代理人及び 法人
	住民票等	○	○ 代理人及び 本人	○ 全員	○ 代理人及び 商業登記簿 謄本
	暴力団に関与しない旨等の誓約書兼承諾書	○	○ 代理人及び 本人	○ 全員	○
	入札保証金 「納入通知書兼領収書」 領収印が押してあるもの	○	○	○ 代表者 一括納付	○
落札者が提出する書類等	契約書 2部 (市から送付したもの)	○	○	○	○
	収入印紙 1枚 (契約書1部に貼付後割印)	○	○	○	○
	身分証明書	○	○	○	○
	保証金充当依頼書	○	○	○	○
	埋戻土産地証明書等 (埋戻し作業前)	○	○	○	○
	受領書 (引渡し時)	○	○	○	○

樹木売却仕様書

- 1 売却樹木 イヌマキ 5 本（個別仕様は別紙のとおり）
- 2 引渡し場所 館山市立西岬小学校（現地）
- 3 引渡し期限 平成 31 年 2 月 28 日（木）
ただし、引渡しは売却代金が納入されたのちとする。
（担当職員が領収書の確認をする。）
- 4 代金納入方法 館山市の発行する「**納入通知書兼領収書**」により納入する。
- 5 売却の条件

- (1) 売却樹木は現状立木の状態で引渡しとする。入札希望者は、入札前に必ず現状の確認をし、樹木の状態について、仕様の確認他、疑義が生じないようにするものとする。
なお入札後の異議不服申し立ては一切認めない。
- (2) 館山市は売却樹木について、瑕疵担保責任を負わない。また、引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても館山市は一切責任を負わない。
- (3) 5 本全てを根ごと移設するものとし、樹木はいかなる理由があっても返品・交換はできない。
- (4) 掘削・抜根・剪定・搬送等、引取りに要する作業及びその費用一切は落札者の負担とする。なお、これらの作業は必要最小限にて行うものとし、万一他（隣地・電柱・電線等）に被害を与えたときは、落札者の責任において原状に復旧するものとする。
- (5) 引取りにより生じた穴は落札者が埋め戻すものとし、これらの費用は落札者の負担とする。埋戻しに使用する土は産地証明書等を添付すること。
- (6) 引取り作業に関連して発生した樹木等の不要物は、落札者が場外搬出・処分するものとし、これらに要する費用は落札者の負担とする。
- (7) 引取り作業にあたっては、担当職員の立会いを求め、作業範囲の承認を得るものとする。なお、作業時間は平日の午前 9 時から午後 4 時までの間とする。（ただし、正午から午後 1 時までの間は除く。）
- (8) 引取り作業が完了したのちは、担当職員の確認を受けるものとし、引取り後、落札者は受領書を担当職員に提出する。
- (9) 引取りは、落札者の責任のもとで安全管理を十分行い、作業員または第三者への事故が発生しないよう十分に注意しなければならない。なお万一事故等が発生した場合、落札者の責任において事故処理をするものとし、館山市は一切責任を負わない。
- (10) その他記載なき事項は、別途協議を行うものとする。

別紙（個別仕様）

物件	目通り周	高さ	枝張り
①	約 1.1m	約 8m	約 6m
②	約 1.8m	約 9m	約 7m
③	約 1.2m	約 10m	約 6m
④	約 45 c m	立ち枯れ	—
⑤	約 1.8m	約 9m	約 7m

担当者 館山市建築施設課 三平幸司

電 話 0470-22-3752

F A X 0470-23-3116

市有財産（樹木）売買契約書(案)

売払人館山市（以下「甲」という）と買受人（以下「乙」という）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有する次の物件（以下「売買物件」という）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

（1） 売買物件の表示等

- ① 目通り周：約 1.1m
高 さ：約 8m
枝 張 り：約 6m
- ② 目通り周：約 1.8m
高 さ：約 9m
枝 張 り：約 7m
- ③ 目通り周：約 1.2m
高 さ：約 10m
枝 張 り：約 6m
- ④ 目通り周：約 45cm
（立ち枯れ）
- ⑤ 目通り周：約 1.8m
高 さ：約 9m
枝 張 り：約 7m

第2条 売買代金は金 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金108,000円を甲に納付するものとする。

契約保証金については、入札参加申込の際に納付した入札保証金を充当とする。

2 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（売買代金の納入期限）

第4条 乙は、売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除く金額を、甲が発行する納入通知書により、一括して平成30年9月6日までに館山市指定金融機関等に納入するものとする。

（契約保証金の充当）

第5条 契約保証金は、前条に定める金額を完納したときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

（契約保証金の処分）

第6条 乙が、第4条の指定日までに売買代金を完納しないときは、契約保証金は、市に帰属するものとする。

（所有権の移転）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

（所有権移転の手続き）

第8条 甲は、乙とこの契約締結後、売払代金の残金納付期限までに残金の納付確認を必要とする。

（売買物件の引渡し）

第9条 売買物件の引渡しは、甲から乙に現状のまま引き渡すものとする。

2 乙は、売買物件の引き渡しを受けたときは、甲の定めるところにより、直ちに、受領書を甲に提出するものとする。

3 引渡し期限は、平成31年2月28日までとする。

4 売却物件の引き渡しに係る費用等は、乙の負担とする。

5 引渡し作業（掘起しおよび埋戻し）には、甲の担当者の現地確認を経て引き渡し完了とする。
（危険負担）

第10条 この契約締結後売買物件の引渡しまでにおいて、売買物件が甲の責めに帰することのできない事由により滅失し、又はき損した場合は、その損失は、乙の負担とする。

（担保責任）

第11条 本契約は現状有姿による売買であり、乙は、この契約締結後売買物件に隠れた瑕疵などのあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

（乙の原状回復義務等）

第13条 乙は前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が当該売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、登記等を行った場合は甲の指定する日までに当該売買物件の抹消登記等の承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第14条 乙は、この契約の定めを履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（返還金）

第15条 甲は、第12条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙の支払った売買代金を返還するものとする。

2 前項の返還金には、利子を付さないものとする。

（有益費等の請求権の放棄）

第16条 乙は、第12条の規定によりこの契約を解除された場合においては、売買代金に要した費用、売買物件に関し支出した必要費、有益費その他乙が負担した一切の費用を甲は乙へ返還しない。

（契約の費用）

第17条 この契約の締結及び履行に要する費用は、乙の負担とする。

（信義則）

第18条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 館山市北条1145番地の1
館山市
館山市長 金丸 謙一

乙

契約時に必要となる収入印紙

【印紙税】（国税）

売買契約をする方が、契約書に収入印紙を貼付することにより納める税金です。

税額は次のとおりです。（平成32年3月31日まで軽減措置）

契約金額		
1万円以上	50万円以下	200円
50万円超	100万円以下	500円
100万円超	500万円以下	1000円
500万円超	1,000万円以下	5000円
1,000万円超	5,000万円以下	1万円
5,000万円超	1億円以下	3万円
1億円超	5億円以下	6万円

納入通知書兼領収書

調定番号	00000000 000 000 000
住所	〒234-8601 千葉県館山市北条1145-1
納入者 氏名	館山 太郎 様
年度	30 会計 99 担保金
所属	056001 建設環境部 建築施設課 建築施設課
収入科目 款	01
項	01 入札保証金
金額	1 0 8 0 0 0 円
摘要	平成30年度公有財産売却（建築施設課） 「樺の木（イヌマキ5本）売却」に係る 入札保証金
納期限	平成30年8月13日
納付場所	館山市役所・千葉銀行・三井住友銀行・ 千葉農業銀行・京葉銀行・館山信用金庫・ 君津信用組合・中央労働金庫・ 安房農業協同組合・ 千葉県信用漁業協同組合連合会（館山 和形連協・四呼連協・館山市相浜漁協）
千葉県館山市長	金丸 謙一
上記金額領収しました。	領 収 印

（納入者保管）

千葉県館山市

出納取扱店収納票

調定番号	00000000 000 000 000
住所	〒234-8601 千葉県館山市北条1145-1
納入者 氏名	館山 太郎 様
年度	30 会計 99 担保金
所属	056001 建設環境部 建築施設課 建築施設課
収入科目 款	01
項	01 入札保証金
金額	1 0 8 0 0 0 円
摘要	平成30年度公有財産売却（建築施設課） 「樺の木（イヌマキ5本）売却」に係る 入札保証金
納期限	平成30年8月13日
領 収 印	

（金融機関保管）

千葉県館山市

納入消通知書

調定番号	00000000 000 000 000
住所	〒234-8601 千葉県館山市北条1145-1
納入者 氏名	館山 太郎 様
年度	30 会計 99 担保金
所属	056001 建設環境部 建築施設課 建築施設課
収入科目 款	01
項	01 入札保証金
金額	1 0 8 0 0 0 円
摘要	平成30年度公有財産売却（建築施設課） 「樺の木（イヌマキ5本）売却」に係る 入札保証金
納期限	平成30年8月13日
上記の金額を領収済につき通知します。 千葉県館山市会計管理者 様	領 収 印

（市役所保管）

千葉県館山市